



市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減措置を実施しています。

- ・第3子以降の児童は無料
- ・B1階層の場合、第2子が無料
- ・小学校入学前児童のうち、2番目に年齢が高い児童は半額（小学校入学前児童の無料）

### 主な保育料軽減措置

保育料の運営費は、国・県・市の負担金と入所児童の父母などの保育料で賄われています。

毎月の保育料は、【表4】のとおり、入所児童の父母などの市町村民税所得割額の合計額などにより決定します。

### 保育料について

うち、最年長の児童は、幼稚園など、2番目に年齢が高い児童とは異なる施設に入所していても構いません。

※B1～C4階層の場合、第1子の年齢制限なしで第2子が半額となります。

#### ■要保護世帯の軽減措置

○要保護世帯Ⅱひとり親世帯、障がい者がいる世帯など

- ・B1階層の場合、第1子・第2子とも無料
- ・B2～C5階層の場合、第2子が無料

▽申込先／問い合わせ先

子ども課保育係

（☎内線192）

### 年度途中の入所を希望する皆さんへ

入所を希望する月の前月の15日までに、必要な書類を市役所本庁子ども課に提出してください。年度途中で入所する場合、入所日は入所を申し込んだ月の翌月の1日となります。

## こども園・幼稚園の幼稚園児を募集します

### ■こども園（1号／教育希望）

- ▷募集施設＝綾里こども園、越喜来こども園、吉浜こども園
- ▷申込要件＝市内に住所がある人
- ▷使用料＝下表のとおり

※教育活動の時間は午後1時30分までですが、別料金で預かり保育を利用することができます。詳しくは問い合わせください。

### こども園（1号／教育希望）の使用料

区分	使用料(月額)
生活保護世帯など	0円
市町村民税非課税世帯、均等割額のみ課税世帯	3,000円
市町村民税所得割額課税世帯	9,500円

- ▷軽減措置＝こども園（2・3号／保育希望）と同様に第3子以降無料などの軽減があります。
- ▷申込方法＝申込書類を市役所本庁子ども課に提出してください。申込書類は市役所本庁子ども課、各こども園に備え付けています。※申込書類は、保育所の入所申込受付の際も受け付けます（【表3】参照）。
- ※3歳児から4歳児、4歳児から5歳児へ引き続き在園を希望の場合、申込書類は不要。
- ▷申込期間＝1月7日（月）～25日（金）

- ▷その他＝盛保育園が幼保連携認定こども園に移行した場合、幼稚園児を募集します。
- ▷申込先／問い合わせ先  
子ども課保育係（☎内線192）

### ■幼稚園

- ▷募集施設＝海の星幼稚園
- ▷募集人数＝①満3歳児＝若干名 ②3歳児＝30人 ③4歳児＝30人 ④5歳児＝若干名
- ▷基本費用＝入園料30,000円、施設費・手続料11,000円、保育料(月額)18,200円、給食代(月額)2,380円
- ▷預かり保育料(保育時間の延長)＝1日300円、1カ月5,000円  
※保育時間の延長は、午前7時30分から午後6時30分まで可能です。春季・夏季・冬季休業中も預かります。
- ▷願書受付＝随時
- ▷入園説明会＝2月23日（土）  
※申込書類は海の星幼稚園に備え付けています。
- ▷減免制度＝兄弟同時入園の下の子が半額、第3子以降は全額減免となるほか、世帯の課税状況により保育料の一部を減免する制度があります。詳しくは、お問い合わせください。
- ▷申込先／問い合わせ先  
海の星幼稚園（☎⑤222）

【表3】保育所の入所申込受付日時と取扱保育

施設名(会場)	受付日時	保育標準時間(保育短時間)	延長保育
盛保育園(※)	1月7日(月) 14:30～16:00	7:15～18:15 (8:00～16:00)	18:45まで
大船渡保育園	1月8日(火) 14:00～16:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	19:00まで
明和保育園	1月9日(水) 14:30～16:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	19:00まで
赤崎保育園	1月10日(木) 14:30～16:00	7:30～18:30 (8:00～16:00)	19:00まで
末崎保育園	1月11日(金) 14:30～16:00	7:15～18:15 (8:00～16:00)	18:45まで
蛸ノ浦保育園	1月15日(火) 15:00～16:00	7:15～18:15 (8:00～16:00)	18:45まで
猪川保育園	1月16日(水) 14:30～16:00	7:30～18:30 (8:00～16:00)	19:00まで
立根保育園	1月17日(木) 14:30～16:00	7:15～18:15 (8:30～16:30)	18:45まで
日頃市保育園	1月18日(金) 15:00～16:00	7:15～18:15 (8:00～16:00)	18:45まで
綾里こども園(2・3号/保育)	1月21日(月) 15:30～16:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	19:00まで
越喜来こども園(2・3号/保育)	1月22日(火) 15:30～16:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	19:00まで
吉浜こども園(2・3号/保育)	1月23日(水) 15:30～16:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	19:00まで

・いずれの施設も乳児保育、障がい児保育、一時預かり(乳児)に対応可能です。

・保育短時間の利用者が保育を利用できる時間より前に児童を預ける場合も延長保育扱いとなります。

※盛保育園は平成31年度から幼保連携型認定こども園に移行する予定です。



※申込書などは、各保育所・こども園のほか、市役所本庁子ども課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所で配布しています。

※世帯の状況により、追加書類の提出が必要な場合があります。

【表4】保育所・こども園（2・3号／保育）の利用者負担額

階層	区分	保育料(月額)					
		3号認定(0～2歳児)		2号認定(3歳児)		2号認定(4・5歳児)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯など	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯	5,600円	5,600円	4,100円	4,100円	4,100円	4,100円
B2	均等割額のみ	14,600円	14,400円	11,600円	11,400円	11,600円	11,400円
C1	所得割額11,700円未満	15,600円	15,400円	12,600円	12,400円	12,600円	12,400円
C2	所得割額11,700円以上48,600円未満	17,100円	16,900円	14,100円	13,900円	14,100円	13,900円
C3	所得割額48,600円以上56,000円未満	21,600円	21,300円	18,100円	17,800円	18,100円	17,800円
C4	所得割額56,000円以上57,700円未満	24,100円	23,700円	20,600円	20,200円	20,600円	20,200円
C5	所得割額57,700円以上77,101円未満	24,100円	23,700円	20,600円	20,200円	20,600円	20,200円
C6	所得割額77,101円以上80,000円未満	24,100円	23,700円	20,600円	20,200円	20,600円	20,200円
C7	所得割額80,000円以上97,000円未満	26,100円	25,700円	23,100円	22,700円	23,100円	22,700円
C8	所得割額97,000円以上110,000円未満	29,600円	29,200円	26,600円	26,200円	24,600円	24,200円
C9	所得割額110,000円以上116,000円未満	35,600円	35,100円	31,600円	31,100円	26,600円	26,200円
C10	所得割額116,000円以上169,000円未満	39,600円	39,000円	33,600円	33,100円	26,600円	26,200円
C11	所得割額169,000円以上301,000円未満	39,600円	39,000円	33,600円	33,100円	26,600円	26,200円
C12	所得割額301,000円以上397,000円未満	39,600円	39,000円	33,600円	33,100円	26,600円	26,200円
C13	所得割額397,000円以上	39,600円	39,000円	33,600円	33,100円	26,600円	26,200円

・所得割額とは、一定以上の所得がある人に、その所得に応じて負担していただく税金です。所得の額から医療費や社会保険料、扶養などの控除分を差し引いた額に、税率をかけて算出したものです。

・保育料は、寄付金控除・配当控除・外国税額控除・(増築等)住宅借入金等特別控除をする前の額で算定します。